

第31号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十号中「法第二十六条の二第一項の規定により」を「法第二十六条の二第一項に規定する」に改め、「修学部分休業」の下に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第十号中「法第二十六条の三第一項の規定により」を「法第二十六条の三第一項に規定する」に改め、「高齢者部分休業」の下に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第五項中「法第二十六条の二第一項に規定する」及び「法第二十六条の三第一項に規定する」を削り、「又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間」を「、育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第四条（略） （欠勤等日数）</p> <p>第五条（略） 一～九（略）</p> <p>十 法第二十六条の二第一項に規定する<u>修学部分休業</u>（以下「<u>修学部分休業</u>」という。）をしている職員として在職した期間</p> <p>十一 法第二十六条の三第一項に規定する<u>高齢者部分休業</u>（以下「<u>高齢者部分休業</u>」という。）をしている職員として在職した期間</p> <p>十二～十三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u>修学部分休業により勤務しない時間</u>、<u>高齢者部分休業により勤務しない時間</u>、<u>育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間</u>（以下「<u>部分休業等により勤務しない時間</u>」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>	<p>第一条～第四条（略） （欠勤等日数）</p> <p>第五条（略） 一～九（略）</p> <p>十 法第二十六条の二第一項の規定により<u>修学部分休業</u>をしている職員として在職した期間</p> <p>十一 法第二十六条の三第一項の規定により<u>高齢者部分休業</u>をしている職員として在職した期間</p> <p>十二～十三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u>法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業</u>により勤務しない時間、<u>法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業</u>により勤務しない時間又は<u>育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業</u>により勤務しない時間（以下「<u>部分休業等により勤務しない時間</u>」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>

第六条～第十五条（略）

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

第六条～第十五条（略）